



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e - m a i l：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

非常に多い質問～相手との会話を無断録音してよいか？

セミナーや研修で講師しているとよく聞かれる質問に、「相手との会話を無断で録音してもいいですか？」があります。

相手との会話で暴言等があったりした場合、会話の内容を記録として残すために録音したいと考えることは自然です。

この場合、相手方の同意があれば録音は何ら問題ありません。

さらに、相手方の同意を得る努力はあつてしかるべきですが、同意が期待できないとき等やむを得ない場合は、証拠保全上、秘密録音は許容されると考えてよいです。

今回は、秘密録音の論点「秘密録音は違法か？」「秘密録音は証拠になるか？」を見ていきましょう。

秘密録音は違法か ～犯罪となるか？損害賠償されるか？

まず、会話の内容を相手に無断で録音すること自体は犯罪ではありません。秘密録音を処罰する刑罰法規はありません。ただし、録音のために他人の住居に侵入して盗聴器をしかけたりすれば刑罰法規に触れます。

次に、刑事上は違法でないとしても、秘密録音が民事上違法とならないかも考える必要があります。民事上違法であれば、損害賠償の義務が発生することがあるからです。

この点、秘密録音は、相手の人格権侵害の要素があるので100%合法とはいえませんが、会話している以上は相手もプライバシーを放棄しているといえますから、違法性の程度は大きくありません。

最高裁平成12年7月12日判決も「一方の当事者が相手方との会話を録音することは、たとえ相手方の同意を得ないで行われたものであっても、違法ではなく」と判示しています。

なお、秘密録音自体は違法でなくても、ネットで情報を暴露したらプライバシー侵害や名誉毀損に当たり違法となりますので、秘密録音を第三者に聞かせる場合やそのデータ管理は慎重に行う必要があります。

秘密録音は裁判の証拠になるか ～証拠能力と証明力の問題は別物

それでは、秘密録音自体が違法ではないとしても、秘密録音で得たデータは裁判の証拠となるのでしょうか。

この点、東京高裁昭和52年7月15日判決では、「証拠が著しく反社会的な手段を用い、人格権侵害を伴う方法によって採集されたものであるときは、その証拠能力を否定されてもやむを得ない」とし、単に秘密に録音したにとどまる場合は証拠能力を有するとしました。

違法の程度が高くない場合は、秘密録音は裁判の証拠となると考えてよいでしょう。

しかし、証拠になること（証拠能力）と、そ

れが証拠としての価値が高いか低いか（証明力）は別の問題です。

裁判所に録音データを証拠として提出する場合は、文章に起こして書面として提出する必要があります。ところが録音データは、書面に起こすと意味がはっきりしないことがほとんどです。

その会話当時の場では明らかな証拠と思われたものでも、後で第三者が聞いたり、書面に起こしたりすると、単なる相づちであったり、どちらにでも取れるような曖昧な表現だったりすることが多いです。

ですから秘密録音は確かに証拠にはなりませんが、よっぽど一義的に明確にやり取りが残っている場合以外は、証拠としての価値はそれほど高くないと思った方がいいのです。

証拠としての価値、すなわち証明力を考えるのであれば、録音に頼るのではなく、メール等の文章でのやり取りに切り替えるのが賢明です。

無断録音をする社員に懲戒処分できるか ～リーガルマインドはバランス感覚

一方で、店舗や事務所内でのお客様の録音を禁止したり、会社内での従業員の録音を禁止したりすることはできるでしょうか。

機密情報管理等の点から施設の管理者は秘密録音を禁止することはできますし、会社は就業規則等で従業員の社内での録音を禁止できます。

会社は、場合によっては違反した従業員に懲戒処分を加えることも可能です。録音禁止命令への違反等に基づく問題社員の解雇が有効とされた裁判も存在します（東京地裁立川支部平成30年3月28日判決）。

しかしながら、これもバランスの問題で、例えば従業員が会社のパワハラを証拠保全する

目的で秘密録音をしていた場合、それが就業規則違反だとしても懲戒処分を加えることは許されないとする判決もあります（東京地裁平成28年4月11日判決）。

このような場合、自己防衛目的で秘密録音を行った従業員の違法性は小さく、違法の程度はパワハラを行った会社側の方が大きいからです。

法律の世界は、違法と合法とが綺麗に分けられるものではなく、答えは状況によって異なります。秘密録音に関しても、守られる利益と侵害される利益のバランス感覚を持って対応していくことが求められます。リーガルマインドの一つとしてバランス感覚が重要であることを押さえて欲しいところです。

～当事務所よりひと一言～

同意を得た録音を心掛けるべきですが、通常の秘密録音であれば違法とはなりません。私自身、やむを得ない場合の自己防衛のため、Apple Watch でタッチひとつで録音できるようにしています。

ペン型の小さなICレコーダーもありますし、下の写真は一見車の電子キーですが、実は録音だけでなく鮮明な動画が撮影できるカメラです。こんな怖いツールが出回っている時代です。



現在のデジタル社会では、プライベートな空間以外では録音録画されているものと覚悟して、言動に注意しないといけないのでしょうか。

世知辛い時代ですが、そのような意識を持っていれば、トラブルに巻き込まれたり、うっかり失言したりすることもなくなるはずですよ。